平成２１年（フ）第５６４号
長崎市京泊３丁目13番78号
破産者　長崎ひもの株式会社
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１０４号
山口県萩市大字土原495番地
破産者　有限会社萩トキワ
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所萩支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７７号
山口県防府市岩畠３丁目１番24号、開始決定時の住所山口県防府市岸津２丁目20番12号
破産者　松本　一徳
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
山口県大島郡周防大島町大字土居708番地
破産者　波戸　敏之
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第５３号
熊本県天草市深海町692番地
破産者　口脇　眞弓
1　決定年月日　平成23年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１８４号
山口県周南市河東町６番16―309号
破産者　太田　哲也
1　決定年月日　平成23年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第９４号
三重県名張市黒田1942番地
破産者　北廣　定典
1　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
2　一般調査期日　平成23年８月１日午前10時
平成23年５月13日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１０４号
兵庫県神戸市中央区八幡通４丁目１番27―1007号、前住所兵庫県西宮市名次町４番31―302号
破産者　横山　忠則
1　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
2　一般調査期日　平成23年７月14日午前11時
平成23年５月12日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８１号
広島市安芸区瀬野２丁目15番９―304号
破産者　角　　敏夫
1　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
2　一般調査期日　平成23年８月３日午後３時30分
平成23年５月13日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４９号
広島市東区矢賀４丁目11番17号、開始決定時の住所広島市南区段原２丁目15番11号
破産者　中谷　守行
1　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
2　一般調査期日　平成23年８月１日午後２時30分
平成23年５月13日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９４号
広島市中区羽衣町15番７号
破産者　岡田　正信
1　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
2　一般調査期日　平成23年８月３日午後３時
平成23年５月13日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３６号
大阪市淀川区三国本町１丁目14番32―305号、申立時の住所神戸市兵庫区上沢通８丁目５番10号
破産者　波田　雅生
1　破産債権の届出期間　平成23年６月16日まで
2　一般調査期日　平成23年６月30日午前10時
平成23年５月12日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８号
神戸市長田区宮丘町２丁目３番19号、住民票上の住所神戸市兵庫区湊川町10丁目５番28号
破産者　鷹取　利行
1　破産債権の届出期間　平成23年６月16日まで
2　一般調査期日　平成23年６月30日午後１時30分
平成23年５月12日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９７９号
大阪府泉佐野市日根野5806番地
破産者　神藤プリント株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
2　一般調査期日　平成23年７月26日午後３時
平成23年５月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４０号
大阪市生野区巽中１―17―11、開始決定時の住所大阪市天王寺区真法院町12番11―704号
破産者　アルケミータックルこと　川嵜　明彦
1　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
2　一般調査期日　平成23年７月19日午後３時30分
平成23年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５号
京都府八幡市上奈良長池91番地
破産者　日本ハード技研株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
2　一般調査期日　平成23年９月27日午後１時30分
平成23年５月12日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第６２２号
大阪市都島区友渕町１丁目２番５号　大阪拘置所内、住民票上の住所大阪府枚方市北中振１丁目８番１号
破産者　増田　節子
1　期日　平成23年６月30日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年５月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８３号
愛知県岡崎市美合新町９番地２
破産者　カーサービスクロヤナギこと　畔柳　恒夫
1　期日　平成23年９月５日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年５月16日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１５１号
山口県下松市大字河内1026番地１
破産者　磯部　昭雄
異議申述期間　平成23年６月17日まで
平成23年５月13日　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第６３号
石川県七尾市石崎町香島１丁目79番地
破産者　株式会社扇轟
異議申述期間　平成23年７月７日まで
平成23年５月13日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第５９０号
大阪市天王寺区味原町２番５号
破産者　株式会社オノ
異議申述期間　平成23年７月７日まで
平成23年５月12日
大阪地方裁判所第６民事部